

# 公共職業能力開発施設等における 外国人留学生等に対する訓練実施手続の明確化 (平成31年3月26日 職業能力開発促進法施行規則改正)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

公共職業能力開発施設等は、外国人留学生等に対して、職業訓練等に「準ずる訓練」を行うことができるが、その運用方針が不明確なため、技能照査の受験資格や職業訓練の修了資格において、不利な扱いを受ける懸念があった、

### 特例措置

「準ずる訓練」を行う際の運用方針を明確化

### 効果

外国人留学生等が不利な扱いを受ける恐れを取り除き、専門性・技能を有する人材の育成が促進。

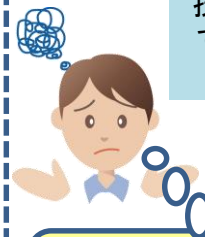
## 規制改革の概要

### 「準ずる訓練」の 運用方針が不明確

職業訓練の修了資格を  
取得できるのか。

技能照査の受験資格があるのか。  
「技能士補」と称することができる  
のか。

技能検定の受験資格  
である経験年数等が  
緩和されるのか。



受験資格・修了資格にお  
いて、不利な扱いを受け  
る可能性がある。

### 「準ずる訓練」の 運用方針を明確化

訓練課程の修了要件を  
満たせば、修了証書が交付。

「準ずる訓練」を受ける者は、  
技能照査を受けることができ、  
合格者は「技能士補」と称する  
ことができる。

修了した職業訓練等の訓練課  
程に応じ、技能検定の受験資  
格や試験免除規定が適用。



専門性・技能を有する  
外国人材の育成促進

外国人材の技術者の育成が促進されることで

- ➡人材不足の解消
- ➡企業の国際競争力の強化

